

			図書の記号・番号	家基707
番号	訂正箇所		原 文	
	ページ	行		
1	23	図4 再婚禁 止期間	④近年の民法改正にかかわる論点 婚内子・婚外子の相続分 改正前 婚外子の相続分は婚内子の1/2 現行民法 同等 2013年9月、婚外子の相続分を婚内子の1/2としていた旧規定は違憲との最高裁判決を受けて、相続分は同等に改正された(2013年12月11日施行)。 再婚禁止期間 改正前 女性のみ6か月→女性のみ100日間 現行民法 廃止 女性の再婚禁止期間規定の100日をこえる部分は違憲として2016年に改正・施行。2022年にこの規定を廃止する改正民法が成立した(2024年夏までに施行)。 医療技術の発展により従来よりも短い期間で父子関係の証明が可能になったことや、「無戸籍児」への対応などが理由としてあげられる。 成年年齢→3 改正前 20歳 現行民法 18歳 2018年6月、明治時代に成年年齢を20歳と規定して以来140年ぶりに改正された(2022年4月1日施行)。成年に達すれば、保護者の同意なく、契約を結ぶことができるなど、高校生の段階から社会的に個人としての責任ある判断が問われることになる。→★消費p.198 婚姻年齢→3 改正前 男性満18歳、女性満16歳 現行民法 男女とも満18歳 高校などへの進学率が98パーセントをこえていることなどにより、2018年6月、婚姻をするには18歳程度の社会的・経済的成熟が必要との考えから女性の婚姻最低年齢の引き上げ、男女平等の立場から男性の婚姻最低年齢との統一がなされた(2022年4月1日施行)。 夫婦の姓 現行民法 夫か妻の姓を名のる(同姓) 改正案 同姓・別姓を選択できる 夫婦の姓、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入については、1996年の答申を受け、法務省において1996年および2010年にそれぞれ改正法案が準備されたが、各層にさまざまな意見があることなどから、いずれも国会に提出するにはいたっていない。2015年12月および2021年6月、最高裁は、夫婦同姓の規定は合憲と判断した。	
2	23	図4		

			図書の記号・番号	家基707
番号	訂正箇所		訂 正 文	
	ページ	行		
(1 番 の 続き)	23	図 4 再婚禁 止期間	④近年の民法改正にかかわる論点 婚内子・婚外子の相続分 改正前 婚外子の相続分は婚内子の1/2 現行民法 同等 2013年9月、婚外子の相続分を婚内子の1/2としていた旧規定は違憲との最高裁判決を受けて、相続分は同等に改正された(2013年12月11日施行)。 成年年齢→3 改正前 20歳 現行民法 18歳 2018年6月、明治時代に成年年齢を20歳と規定して以来140年ぶりに改正された(2022年4月1日施行)。成年に達すれば、保護者の同意なく、契約を結ぶことができるなど、高校生の段階から社会的に個人としての責任ある判断が問われることになる。→★消費 p.198 婚姻年齢→3 改正前 男性満18歳、女性満16歳 現行民法 男女とも満18歳 高校などへの進学率が98パーセントをこえていることなどにより、2018年6月、婚姻をするには18歳程度の社会的・経済的成熟が必要との考えから女性の婚姻最低年齢の引き上げ、男女平等の立場から男性の婚姻最低年齢との統一がなされた(2022年4月1日施行)。 再婚禁止期間 改正前 女性のみ6か月→女性のみ100日間 現行民法 廃止 女性の再婚禁止期間規定の100日をこえる部分は違憲として2016年に改正・施行。2022年にこの規定を廃止する改正民法が成立した(2024年4月1日施行)。医療技術の発展により従来よりも短い期間で父子関係の証明が可能になったことや、「無戸籍児」への対応などが理由としてあげられる。<u>あわせて「嫡出の推定」も改正された(2024年4月1日施行)。母が再婚した後</u><u>に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定される。</u> (追加) 夫婦の姓 現行民法 夫か妻の姓を名のる(同姓) 改正案 同姓・別姓を選択できる 夫婦の姓、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入については、1996年の答申を受け、法務省において1996年および2010年にそれぞれ改正法案が準備されたが、各層にさまざまな意見があることなどから、いずれも国会に提出するにはいたっていない。2015年12月および2021年6月、最高裁は、夫婦同姓の規定は合憲と判断した。	
(2 番 の 続き)	23	図 4		

			図書の記号・番号	家基707
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
3	24	7行	重婚の禁止、再婚禁止期間^{→11}などである。 (削除)	重婚の禁止などである。
	24	図1 733条	第733条(再婚禁止期間) 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して100日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。^{→11} (削除)	(削除)
	24	側注11	11 2022年12月の民法改正により廃止された(2024年夏までに施行)。 (削除)	(削除)

			図書の記号・番号		家基707	
番号	訂正箇所		原	文	訂	正
	ページ	行				
4	25	図3 772条	第772条(嫡出の推定) 妻が婚姻中に懐胎した子は、 夫の子と推定する。→12		第772条(嫡出の推定) 妻が婚姻中に懐胎した子は、 当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。	
	25	側注12	12 2022年12月改正(2024年夏までに施行)。「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懐胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」 (削除)		(削除)	

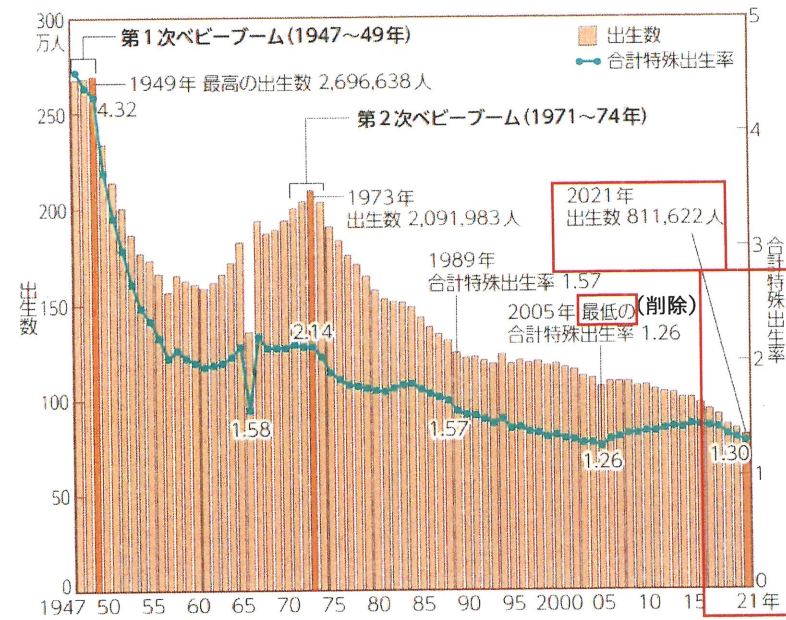
			図書の記号・番号	家基707
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	25	図2 770条 ④	④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。	④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。 →11 (追加)
		図3 818条	第818条(親権者) 成年に達しない子は、父母の親権に服する。	第818条(親権者) 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 →11 (追加)
		図3 819条	第819条(離婚の場合の親権者) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。	第819条(離婚の場合の親権者) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。 →11 (追加)
	24	側注11		11 2024年5月改正(2026年までに施行予定)。 770条 ④は削除 818条 1.親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。 2.父母の婚姻中はその双方を親権者とする。 819条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方または一方を親権者と定める。 (追加)

			図書の記号・番号	家基707
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	27	結婚 民法 2行目	<u>第733条[再婚禁止期間],</u> (削除)	(削除)

原文

番号	訂正箇所	
	ページ	行
7	52	図 1

① 出生数および合計特殊出生率の年次推移



内閣府「少子化社会対策白書(2022年版)」および厚生労働省「人口動態統計」による

訂 正 文

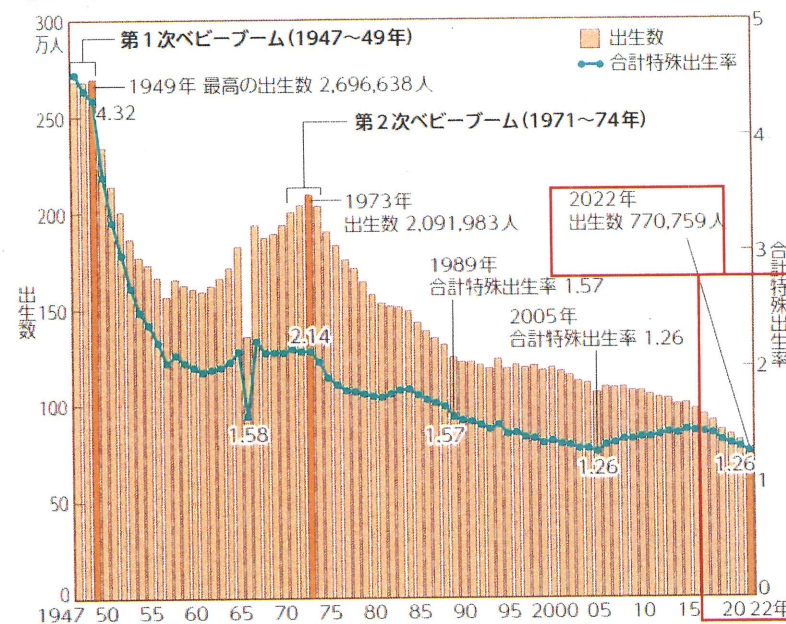
番号
ページ
行

(7 番
の
続き)

52

図 1

① 出生数および合計特殊出生率の年次推移



内閣府「少子化社会対策白書(2022年版)」および厚生労働省「人口動態統計」による

			図書の記号・番号	家基 7 0 7
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
8	52	5～6	2021 年の出生数は、約<u>81</u> 万人で、<u>合計特殊出生率</u>は<u>1.30</u> である (①)。	2022 年の出生数は、約<u>77</u> 万人で、<u>合計特殊出生率</u>は<u>1.26</u> である (①)。
9	99	図 4	表示が推奨されている 20 品目 大豆・キウイフルーツ・牛肉・ゼラチン・いくら・さば・いか・豚肉・鶏肉・さけ・もも・オレンジ・やまいも・りんご・<u>まつたけ</u>・あわび・バナナ・カシューナッツ・ごま・アーモンド (削除)	表示が推奨されている 20 品目 大豆・キウイフルーツ・牛肉・ゼラチン・いくら・さば・いか・豚肉・鶏肉・さけ・もも・オレンジ・やまいも・りんご・あわび・バナナ・カシューナッツ・ごま・アーモンド・<u>マカダミアナッツ</u> (追加)

			図書の記号・番号	
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
10	142	図 1	○保温性が高い ○吸湿性がよい ○はっ水性がある ×フェルト化する ○吸湿性がよい ○しわになりにくい ×日光で劣化する(もろくなる), 黄変する ×アルカリに弱い ×虫害を受けやすい	○保温性が高い ○はっ水性がある ○しわになりにくい ×フェルト化する ○吸湿性がよい ×日光で劣化する(もろくなる), 黄変する ×アルカリに弱い ×虫害を受けやすい